

令和4年
4月
第50号

あさひ 農委だより

編集・発行
旭市
農業委員会
電話
0479-74-7187



将来への備えで安心

旭市横根 高野 光永さん

昨年、農業者年金に加入した高野光永さん（50才）。就農されて20年になる高野さんは、冬はキャベツやサニーレタスなどの露地野菜、夏場は濃厚な甘みと肉厚でジューシーさが特徴の「飯岡貴味メロン」を、奥様と息子さんと生産しています。

今回、農業者年金に加入をしていただいたきっかけをお伺いしました。昨年、地元農業委員の農業者年金加入推進の戸別訪問を受けて、改めて農業者年金の加入について考えてみたそうです。まず、魅力を感じたのは、支払った保険料の全額が社会保険料控除になるので節税になるということです。また、長年農業をしてきて、国民年金だけでは不安を感じていたところであったため、自ら積み立てた保険料と運用益を将来受け取る「確定拠出型」の農業者年金に加入することで、将来への備えになり、安心感につながったとのことでした。

今回は光永さんおひとりの加入でしたが、今後は後継者である息子さんにも農業者年金の加入を進めていきたいと考えているとのことでした。

旭市賃借料情報 (令和3年中に締結された賃貸借における水準)

単位:円/10a

地 域		平均額	最高額	最低額	データ数(筆数)
旭 地 区	田	14,500円	20,400円	4,700円	137
	畑	15,400円	25,000円	6,800円	81
海上地区	田	17,800円	30,000円	7,600円	235
	畑	19,100円	29,300円	11,400円	46
飯岡地区	田	11,700円	12,500円	10,900円	4
	畑	22,700円	35,300円	20,000円	25
干潟地区	田	15,500円	25,900円	7,100円	107
	畑	17,800円	30,000円	10,000円	19
(参考)旭市平均	田	16,300円			
	畑	17,700円			

* 1 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg 当たり 10,200円に換算してあります。

* 2 金額は、算出結果を四捨五入し 100円単位としています。

* 3 「(参考)旭市平均」の平均額は、各区分のデータ数に基づき算出した値です。

* 4 平均額の算定に当たって、著しく高額または低額のものは除いてあります。

令和4年度 旭市農作業標準賃金及び標準農作業料金表

	区 分	金 額	備 考
農作業賃金 (消費税は 含まない)	水田作業一般	8,500円	1日当り 実働8時間(手作業) 賄い回数2回
	畑作業一般	8,000円	1日当り 実働8時間(手作業) 賄い回数2回
機械による 農作業賃金 (消費税は 含む)	水田耕起(トラクター)	5,700円	10アール当り
	水田代かき(トラクター)	6,200円	10アール当り ドライブハローを使用した仕上げ
	畦塗り(トラクター)	37円	1m当り
	植付(田植機)	7,100円	10アール当り 苗費は含まない
	刈取・脱穀(コンバイン)	18,300円	10アール当り 籾運搬費用は含まない
	乾燥・調整	2,600円	60kg当り 籾摺り含む
	刈取・乾燥・調整	38,200円	10アール当り 籾運搬費用は含む
	育苗	720円	1箱当り
	肥料散布(ブロードキャスター)	1,000円	10アール当り
	畑耕起	5,700円	10アール当り

〈表の見方〉

この表は、農作業を依頼するときの目安となるものですので、農地の状況により依頼者と受託者双方で十分話し合ってください。

農地法許可申請等の手続について

令和4年度農地法許可申請等に係る農業委員会総会等の日程につきましては、左表のとおり予定しております。

申請受付期間は、毎月16日から20日（土・日・祝日を除く）です。申請の際は、事前相談のうえ手続きをお願いします。

受付期間(土・日・祝日を除く)	総会開催予定日
令和4年3月16日(水)～18日(金)	令和4年4月5日(火)
令和4年4月18日(月)～20日(水)	令和4年5月6日(金)
令和4年5月16日(月)～20日(金)	令和4年6月6日(月)
令和4年6月16日(木)～20日(月)	令和4年7月5日(火)
令和4年7月19日(火)～20日(水)	令和4年8月5日(金)
令和4年8月16日(火)～19日(金)	令和4年9月5日(月)
令和4年9月16日(金)～20日(火)	令和4年10月5日(水)
令和4年10月17日(月)～20日(木)	令和4年11月4日(金)
令和4年11月16日(水)～18日(金)	令和4年12月5日(月)
令和4年12月16日(金)～20日(火)	令和5年1月6日(金)
令和5年1月16日(月)～20日(金)	令和5年2月6日(月)
令和5年2月16日(木)～20日(月)	令和5年3月6日(月)

*農地法第4条・第5条関係（農地転用）につきましては、千葉県知事の許可となるため、事前相談のうえ、申請書や添付書類に不備や不足がないよう余裕をもって、手続きをお願いします。



令和4年度 農用地利用集積計画締切日

	申請締切日		申請締切日
第1次	令和4年3月4日(金)	第7次	令和4年9月2日(金)
第2次	令和4年4月1日(金)	第8次	令和4年10月7日(金)
第3次	令和4年5月6日(金)	第9次	令和4年11月4日(金)
第4次	令和4年6月3日(金)	第10次	令和4年12月2日(金)
第5次	令和4年7月1日(金)	第11次	令和5年1月6日(金)
第6次	令和4年8月5日(金)	第12次	令和5年2月3日(金)

農地所有適格法人は報告書の提出を！

農地法第6条第1項の規定に基づき、農地所有適格法人が農地若しくは採草放牧地を所有し、または、借入等により耕作、養畜に利用している場合は毎年事業年度の終了後3か月以内に「農地所有適格法人報告書」を農業委員会へ提出することとなっています。

必要事項を記載の上、添付書類とあわせて忘れずに提出をお願いします。

【添付書類】 定款、損益計算書または決算書、出勤簿、総会議事録、
役員名簿等の写し

【提出期限】 事業年度終了後3か月以内

【提出先】 農業委員会事務局

※農地法第68条の規定により、報告がなされない場合または
虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。



農業者年金で、安心して豊かな老後を！

農業者年金は、農業者のための安定した積立方式の公的年金です。

次の要件を満たす方などなたでも加入できます

- ①国民年金第1号被保険者であること
- ②年間60日以上 of 農業従事者
- ③60歳未満であること

農業者年金を受給している方は、現況届の提出を忘れずに！

農業者年金を受給している方には、5月末に、農業者年金基金から「現況届」の用紙が郵送されます。これは、受給する資格があるか毎年確認を行うものです。必要事項を記入の上、必ず期限までに農業委員会事務局まで提出してください。

提出されない場合は、年金の差し止めとなる場合もありますので、忘れずにお願いします。

【提出期間】 6月1日から6月30日まで

(お問い合わせ) 農業委員会事務局 ☎0479-74-7187

一人ひとりの農業者を応援する 農業者年金

国が支える

安心が大きくなる

担い手積立年金